

令和6年度

地理的表示（G I）の保護制度の監視業務に関するレポート

0. 本レポートで使用する主な用語の説明

- ・ G I 法：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）
- ・ G I 産品：G I 法に基づく G I 保護制度により登録された産品
- ・ G I マーク：G I 法に基づく登録標章
- ・ 登録生産者団体：G I 法に基づき、産品の登録（内容は明細書に記載）を受けた生産者団体
- ・ 生産行程管理業務：G I 法に基づき、登録生産者団体が、その構成員の行う産品の生産を明細書に適合して行うよう、必要な指導・検査等を実施すること

1. 趣旨

G I 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する農林水産物等の名称を知的財産として保護する制度であり、令和 7 年 3 月末現在、日本全国で 161 の G I 産品が登録されている。

本レポートは、G I 産品のブランド価値の維持・向上のため、G I の不正使用事案の摘発、取締り、調査等による早期の除去及び抹消並びに取締りの事実の公表等による発生抑止を期すことが重要であることに鑑み、令和 6 年度の取締り結果、調査結果等を公表するものである。

2. 国内の G I 監視・不正表示への対応

（1）国内の監視・監督業務

国の国内での監視・監督の内容を大別すると、不正表示監視業務と登録生産者団体に対する品質管理業務とに別れる。

不正表示監視業務については、広く国民の皆様から G I 又は G I マークの不正使用が疑われる状況を含む様々な情報を受け付けるために、「地理的表示等の不正表示通報窓口」を設置し、そこに寄せられた情報に基づき、

国が立入検査を行っている。この際、食品表示法等、他法令に係る情報が含まれている場合は、関係部局とも連携しながら対応している。

(参考：地理的表示等の不正表示通報窓口)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html

また、登録生産者団体に対する品質管理業務については、登録生産者団体及びその構成員が行う生産行程管理業務について、適切に機能・実施しているか国が立入検査を行っている。

(2) 不正表示監視業務の実施状況

令和6年度における不正表示監視業務は、「地理的表示等の不正表示通報窓口」等を通じて寄せられた29件の疑義情報と前年度から継続した22件の合計51件について対応した。

個別具体には、次項の表の14件について立入検査時にG I法違反を確認した。

これらのうち、G I法第5条に基づく措置命令(処分)の実績はなかったが、同法に違反した事業者が登録生産者団体の構成員であって、かつ、当該団体の生産行程管理業務に原因があったものについては、当該団体に改善の指導を行った。また、これに該当しないものについては、G I法に違反した事業者との間で、「不正表示を理解し、今後を行わない」とする確認書を交すとともに、不正表示に係る改善(当該不正表示の除去・抹消)の指導を行った。これらの結果、14件全てで改善を確認した。

その他の27件については、G I法違反は確認されず、10件については令和7年度に継続対応となった。

表：G I 法違反が確認された事案

登録 番号	産品名	事案	G I 法違反根拠	
			第3条 第2項	第4条 第2項
3	神戸ビーフ	他産地の牛肉を「神戸牛」と表示し販売	○	—
		G I 産品でない兵庫県産和牛を「神戸牛」と表示し販売	○	—
		G I マークと類似する標章をG I 産品に使用	—	○
25	特産松阪牛	G I 産品でない松阪牛を「特産松阪牛」と表示し販売	○	—
55	宮崎牛	他産地の牛肉に「宮崎牛」及びG I マークを表示し販売	○	○
66	岩手木炭 ／岩手切炭	ECサイト又は店頭で、G I 産品「岩手木炭」でない木炭に、「岩手木炭」又は「岩手切炭」等と表示し販売 (4件)	○	—
		ECサイトで、G I 産品「岩手木炭」でない木炭に、「岩手木炭」及び「岩手切炭」並びにG I マークを表示し販売	○	○
67	くまもとあか牛	ECサイトで、「くまもとあか牛」でない牛肉の名称にG I マークを使用	—	○
85	伊吹そば	G I 産品ではない玄そばのみを原材料に用いた加工品(半生そば)に、「伊吹そば」の類似等表示を表示し販売	○	—
119	あけぼの大豆	ECサイトで、他産地の大豆に「あけぼの大豆」と表示し販売	○	—
127	阿波尾鶏	他産地の地鶏肉を「阿波尾鶏」と表示し販売	○	—

(3) 登録生産者団体の品質管理業務に係る立入検査の実施状況

令和6年度における品質管理業務に係る立入検査は、登録生産者団体のべ177団体(※)のうち、83団体に対し立入検査を実施した。その結果、GI法第21条に基づく措置命令(処分)の実績はなかったが、明細書に適合していない産品に地理的表示及びGIマークを付して販売したとして、同法第3条第2項及び第4条第2項に違反した登録生産者団体を1団体検出したことから、当該団体に対して指導を行い、改善を確認した。

(※) 1つの登録生産者団体が複数のGI産品の登録生産者団体の場合がある。

(参照条文：(2)又は(3)に示したGI法の規定(抜粋))

(地理的表示)

第三条(略)

2 ……何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分……に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示若しくはこれと誤認させるおそれのある表示……を使用してはならない。

(登録標章)

第四条(略)

2 ……何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を使用してはならない。

(措置命令)

第五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三条第二項 地理的表示又は類似等表示の除去又は抹消
- 二 前条第二項 登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消

(措置命令)

第二十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録生産者団体に対し、明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 その構成員たる生産業者が、第三条第二項若しくは第四条第二項の規定に違反し、又は第五条の規定による命令に違反したとき。
- 二・三(略)

3. 海外のG I 監視・不正使用への対応

(1) 日EU・EPA及び日英EPAによるG I 相互保護に基づく不正使用への対応

平成31年2月にEUと、令和3年1月に英国との間で協定が発効し、相互保護を開始した。令和6年度は、新たに32製品が英国での保護対象として追加され、令和7年3月末現在、日本とEU、日本と英国との相互保護産品数（農林水産品）は以下のとおり。

- ・EU：EU側121製品，日本側108製品
- ・英国：英国側59製品，日本側109製品

なお、EU及び英国において相互保護されている日本側産品は、重複を除くと計111製品

相互保護の枠組により、日本の保護産品について、EU又は英国で不正表示が発見された場合、EU又は英国当局が取り締まりこれを排除することとなっている。

(2) 農林水産知的財産保護コンソーシアム(※)による海外監視・不正使用への対応

(※) 農林水産知的財産保護コンソーシアムとは
我が国のG I 産品を含めた農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図ることを目的として、海外における産地偽装品や模倣品の調査等を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する体制を整備するために、平成21年6月に設立されたもの。

令和6年度の海外調査において、19の日本で登録されたG I 産品の名称や日本で公示された農林水産物・食品の名称（以下「G I 名称」という。）及びG I 名称に含まれる地名（22製品）について、日本を除く世界の主要な184のインターネットショッピングサイトを検索し、不正使用が疑われ

る商品を確認した。

このうち、13のG I 名称及びこれに含まれる地名について、産地が第三国産又はG I 産品の生産地以外と思われる商品が合計1,197件検出され、日本のG I 名称を付した日本のG I 産品ではない疑義のある商品（以下「日本のG I 産品の模倣疑義品」という。）も697件検出され、全件削除申請を完了した。また、同年度の本事業において、1,197件のうち877件の削除の完了を確認した（削除率：約73%）。このうち、日本のG I 産品の模倣疑義品についても697件のうち564件の削除が確認されている（削除率：約81%）。

（不正使用が疑われ、削除が完了した事例）

○ 飛騨牛

Japanese **Hida Beef** Ribeye Wagyu Short Rib Beautiful Marbling Boneless Frozen Halal Certified with Fat Carcass Packaged Bulk

No reviews yet

TRJIMPH RATTAN TRADING - 1 yr - PH

Minimum order quantity: 5 tons
CN¥1,375.81-2,317.16

Quantity: 0

Shipping: Shipping solutions for the selected quantity are currently unavailable

Item subtotal (0 variations 0 items) CN¥0.00 - CN¥0.00

Shipping total CN¥0.00

Send inquiry Chat now

Place of Origin	Philippines
-----------------	-------------

サイト：www.alibaba.com 生産国：フィリピン

○ 神戸牛

The screenshot shows a product listing on Tokopedia. The product is 'Slice Master Kobe Beef Wagyu Mb 8/9 500 Gram' priced at Rp301.100. The description highlights '100% Australian Wagyu' and 'marbling 8/9 internal grade'. The seller is 'Healthywagyu - Jakarta Selatan'.

サイト : www.tokopedia.com 生産国 : オーストラリア

○ 夕張メロン

The screenshot shows a product listing on 1688.com for '2024海南玫瑰蜜瓜6个礼盒装'. The product is priced at ¥136.55. The origin is listed as Australia in the 'Product Attributes' table.

商品属性	
品种	其它
原产国/地区	澳大利亚
净含量	其它
发货地	10122

サイト : detail.1688.com 生産国 : オーストラリア

4. 総括

今後とも、国内外において、日本の農林水産物・食品等のブランドを保護するため、G I 法令に違反する不正な表示等について、引き続き厳正に対処していく。

(以 上)